



診療報酬の改定について

平成 18 年 4 月 1 日より診療報酬改定がおこなわれます。患者さんが病院や診療所で診療を受けたときに支払う金額の基準の一部が変更となります。

窓口支払における一例

八尾市立病院	紹介状の有無	保険割合	平成 18 年 3 月 31 日まで	平成 18 年 4 月 1 日より
初診料 (当院で初診の場合)	あり	(3 割負担の健康保険)	1220 円	810 円
		(1 割負担の健康保険)	260 円	270 円
	なし	(3 割負担の健康保険)	2270 円*	2310 円*
		(1 割負担の健康保険)	1760 円*	1770 円*
外来診療料 (当院で再診の場合)		(3 割負担の健康保険)	220 円	210 円
		(1 割負担の健康保険)	70 円	70 円

* = 特定療養費 1500 円を含む。

※ 同じ日に**複数の診療科を受診**した場合は、**2 つ目の診療科が初診の場合に限り**平成 18 年 4 月より初診料がかかります。